

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	益城町

益城町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 益城町産業振興課
所在地 熊本県上益城郡益城町宮園702
電話番号 096-286-3277
FAX番号 096-286-4523
メールアドレス nnousei@town.mashiki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ（イノブタ含む）、ニホンジカ、アナグマ、ハト、カラス類
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	益城町

- (注) 1 計画期間は、3年程度とする。
 2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。
 3 イノシシ（イノブタ含む）は以下「イノシシ」という。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	稲	0.13ha 135千円
	果樹	0.09ha 53千円
	野菜	0.13ha 332千円
	いも類	0.05ha 218千円
アナグマ	果樹	0.01ha 4千円
	豆類	0.04ha 23千円
カラス類	野菜	0.07ha 141千円
ニホンジカ	野菜	0.04ha 180千円

- (注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。
 ※ニホンジカの被害数値については、推計値。

(2) 被害の傾向

本町の東部から南部に位置する城山をはじめとする四峰山麓一帯にかけて有害鳥獣（イノシシ、ニホンジカ）による被害が多発している。
 イノシシ、ニホンジカの被害地域は主に果樹地帯の栗、柿等、年間を通じ食害、樹体被害が発生しており、また、スイカ、米等の作物にも被害が発生している。また、平成29年よりアナグマによる被害も発生している。
 平成30年度と比較すると、有害鳥獣による被害面積や被害金額は減少しているものの、市街地や住宅地での目撃情報が多数寄せられ、住民から更なる被害対策が求められている。
 駆除隊等による更なる捕獲体制の強化が今後の課題となる。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率（%）
イノシシ被害額	738千円	516千円	30.0
イノシシ被害面積	0.4ha	0.3ha	25.0
アナグマ被害額	27千円	19千円	30.0
アナグマ被害面積	0.05ha	0.04ha	20.0
カラス類被害額	141千円	99千円	30.0
カラス類被害面積	0.07ha	0.05ha	28.6
ニホンジカ被害額	180千円	126千円	30.0
ニホンジカ被害面積	0.04ha	0.03ha	25.0
合計被害額	1,086千円	760千円	30.0
合計被害面積	0.56ha	0.42ha	25.0

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>益城町有害鳥獣駆除隊（銃器2班・わな1班）を結成し、捕獲等に対して補助金を助成している。捕獲鳥獣は、捕獲者によって適正に解体・埋設されている。</p> <p>また、有害鳥獣捕獲は、ほぼ通年において実施している。</p> <p>実施箇所については、町が住民等からの被害報告を受けて捕獲隊の隊長へ連絡し被害箇所付近での捕獲活動を実施している。</p>	<p>現在捕獲隊には、銃器班・わな班延べ27名在籍しているが、高齢化が進んでいることから担い手の育成が急務である。</p> <p>また、箱わな等が不足しているため、わな班によるくくりわな等での捕獲に期待している。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>鳥獣被害防止対策事業（町単独）を活用し、被害の著しい地区に侵入防止電気柵（自力施工）の設置を行っている。</p>	<p>防護柵の設置、管理に際し、集落のまとまりが必要である。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

益城町鳥獣被害防止対策協議会を中心に被害防止対策の研究・普及啓発を積極的に推進するとともに、捕獲の担い手育成及び自己防衛のための施策を総合的に実施する。

また、国・県等の補助事業を活用し、侵入防止柵設置を推進するとともに、関連情報を広く住民へ周知し、誘引物の除去等を徹底するなど地域が一体となった対策を講じることで、鳥獣被害の軽減を図る。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

猟友会の会員の中から益城町有害鳥獣捕獲隊（銃器2班・わな1班、延べ27名）を結成し、各班長に有害鳥獣捕獲を指示し、捕獲を実施している。

また、毎年9・3月にイノシシ・ニホンジカ一斉捕獲を行っている。

平成29年よりアナグマによる被害が発生しており、被害拡大次第では検討が必要である。

また、アライグマについては、現在まで特段の目撃情報や被害報告は挙がっていないが、今後、発生した場合に備え、駆除隊等と連携を深め、捕獲体制の強化を万全にしておく必要がある。

さらに駆除隊では高齢化が進む中、若い世代の担い手の育成、確保が急務である。そのため県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者を広く活用し、確保に努めていく。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進
6	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進
7	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣捕獲隊会議（担い手確保について）・研修会 捕獲用わなの導入、狩猟免許取得の推進

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、過去3年間（令和2年度は206頭、3年度は171頭、4年度は250頭）の捕獲実績等を考慮して令和5年度は260頭と決定し、毎年捕獲数を増やしていく。 また、ニホンジカについても、過去3年間（令和2年度は62頭、3年度は78頭、4年度は85頭）の捕獲実績等を考慮して毎年捕獲数を増やしていく。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	5年度	6年度	7年度
イノシシ (有害鳥獣捕獲分)	260頭	270頭	280頭
ニホンジカ (有害鳥獣捕獲分)	90頭	100頭	110頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
従来どおりの銃器・わなにより、捕獲を実施する。特に、益城町鳥獣被害防止対策協議会で購入したくくりわなを捕獲隊（わな班）に貸与し、くくりわなによる捕獲を推進する。 猟友会を交えた有害鳥獣捕獲隊の班長会議を行い、捕獲隊の編成、時期、場所等の検討を随時行う。 また、効率的な捕獲を行うために各班合同での捕獲期間を定め、一斉捕獲を実施する。 さらに、近隣町村との合同捕獲についても振興局を交えて協議する。

なお、捕獲にあたっては、鳥獣保護管理事業計画に基づき適切な捕獲許可に努め、実施者に対しては錯誤捕獲や事故防止に万全の対策を講じさせる。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
-

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
益城町	ニホンジカ、アナグマ、アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	5 年度	6 年度	7 年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵設置 36,000m (町単独事業) 10ha	電気柵設置 36,000m (町単独事業) 10ha, 2,500m (鳥獣被害防止 総合対策事業) (予定) ワイヤーメッシュ柵設置 15ha	電気柵設置 36,000m (町単独事業) 10ha, 2,500m (鳥獣被害防止 総合対策事業) (予定) ワイヤーメッシュ柵設置 15ha

		2, 500m (鳥獣被害防止 総合対策事業) (予定)	2, 500m (鳥獣被害防止 総合対策事業) (予定) ネット柵設置 1.5ha, 2, 500m (シカ森林被害 防止事業) (予定)
--	--	---------------------------------------	--

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
5	イノシシ ニホンジカ	町の広報誌や回覧文書により、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を交付する。
6	イノシシ ニホンジカ	有害鳥獣対策パンフレット制作・配布や住民説明会等を開催し、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 電気柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行うよう指導する。 また、藪の刈り払い等によりイノシシ、ニホンジカの出没を抑制する緩衝帯の整備を行う。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を交付する。
7	イノシシ ニホンジカ	住民説明会等を開催し、住民に対し被害防止対策の普及・啓発を行い、誘引物の除去を徹底する。 電気柵の管理は、受益者に対し漏電を防ぐための草刈りをこまめに行うよう指導する。 また、藪の刈り払い等によりイノシシ、ニホンジカの出没を抑制する緩衝帯の整備を行う。 また、駆除隊の後継者不足を解消するため、狩猟免許取得者に対し、助成金を交付する。

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い

活動、放任果樹の除去等について記入する。

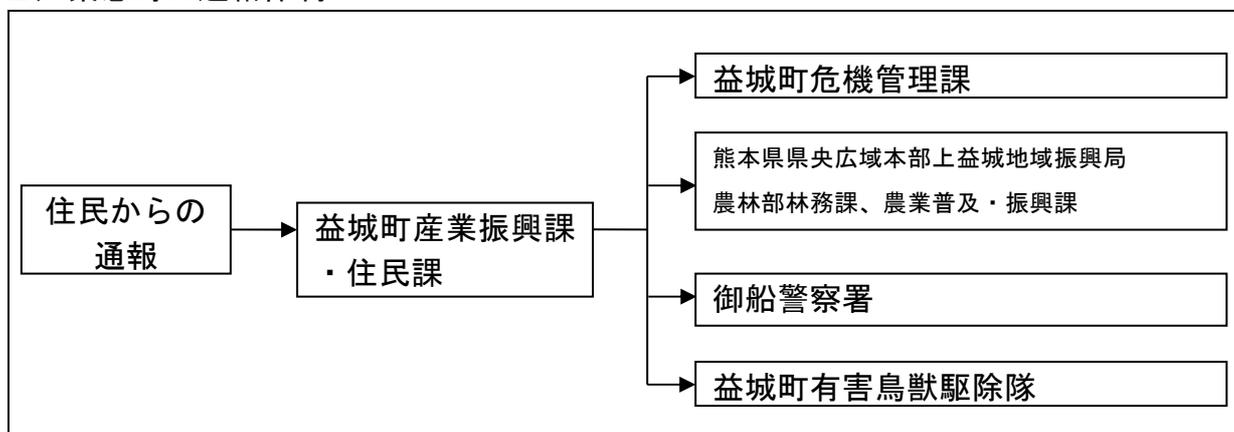
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
益城町産業振興課・住民課	関係機関への連絡、住民避難誘導
益城町危機管理課	情報収集、住民避難誘導
熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	情報収集
御船警察署	住民避難誘導
益城町有害鳥獣駆除隊	追払い、(場合により)捕獲

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	益城町鳥獣被害防止対策協議会
--------	----------------

構成機関の名称	役割
益城町有害鳥獣駆除隊	捕獲活動の実施
上益城農業協同組合 第2営農センター	被害調査、技術指導、営農指導
熊本県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の保護・管理
益城町農業委員会	情報提供
益城町産業振興課	捕獲隊の担い手育成、広報、普及啓発、被害防除教育、事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県央広域本部 上益城地域振興局農林部 林務課、農業普及・振興課	広域連携の推進、技術指導、被害防除教育
熊本森林管理署 南阿蘇森林事務所	国有林内の有害鳥獣関連の情報提供
熊本県農業共済組合 上益城支所	鳥獣被害調査、指導
熊本県猟友会益城支部	捕獲活動の推進・協力

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日に実施隊を設置、隊員は産業振興課職員5名とし、産業振興課長を隊長とする。活動としては、被害状況の把握や情報収集、野生鳥獣の出没時に迅速な対応を行う。また、民間隊員も検討する。

- (注) 1 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。
- 2 実施隊を設置していない場合は、設置に向けた検討状況や規模、構成等についての考え方等を記載する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、最善の実施体制が構築できるよう益城町鳥獣被害防止対策協議会等において検討を重ねる。

また、駆除隊については、若い世代の担い手不足が懸念されるため、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用し、人員の確保に努めていく。

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ及びニホンジカの処理は、捕獲者において解体して埋設処理を行う。アナグマ、カラス類は焼却または埋設する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシ及びニホンジカの捕獲鳥獣の利活用については、食肉加工処理施設の建設を含め有効利用を検討する。

(注) 捕獲した鳥獣の食品としての利用等に係る基本的な考え方や、利用に必要な施設整備計画、年間処理計画頭数、流通・販売方針、推進体制等について記入する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣の被害状況を的確に把握し、被害防止対策事業の効果検証を行いながら、更なる被害防止施策を展開していく。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。